

地域密着型通所介護

デイサービスセンター まゆ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ほっとケアネットが開設するデイサービスセンター まゆ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター まゆ
- ② 所在地 豊川市当古町西新井 102 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、介護予防通所サービスと一体的に運営することとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 2名以上
看護職員 2名以上
介護職員 2名以上
機能訓練指導員 2名以上
従業者は、指定介護予防通所サービス及び指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、5月3日から5月5日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時 00 分から午後4時15分までとする。やむを得ない場合に、午後 4 時15分から午後7時 00 分まで延長することができる。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は次のとおりとする。なお、定員には介護予防通所サービスの利用者を含める。

1単位 18名

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、給付制限が措置されている場合は、措置内容に応じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 25 円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり 500 円を徴収する。

4 食費は、700 円を徴収する。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊川市・豊橋市・新城市とする。実施地域の詳細は別紙のとおり。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ほっとケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止委員会設置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定を行ないます。
- 2 成年後見制度の利用支援を行ないます。

- 3 苦情解決体制の整備を行ないます。
- 4 従業者の虐待防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行ない、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 5 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 6 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 7 虐待防止のための制作を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。